

06 外務省 (特区第10次 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁
060010	寄港地上陸許可の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第14条	寄港地上陸許可は、船舶等に乗り込んでいる外国人が、特例として、査証を取得することなく、一時的に本邦に滞在することが出来る制度である。	現行法で規定されている寄港地上陸許可を、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船による外国人観光客に対しても付与可能とする。	外航クルーズ船による外国人観光客の寄港地、促進を謳っており、沖縄県及び那覇空港管理組合においてクルーズ船専用岸壁の整備を推進。クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開しているところ。一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上での宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにも関わらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障害となっている。日本本土から離れた島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の地域。寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付けられることから、効果的に不法滞在等を抑制できると考える。	沖縄振興特別措置法に基く沖縄振興計画は「国際的海洋リゾート地の形成、の一環として」クルーズ船の寄港、促進を謳っており、沖縄県及び那覇空港管理組合においてクルーズ船専用岸壁の整備を推進。クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開しているところ。一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上での宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにも関わらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障害となっている。日本本土から離れた島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の地域。寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付けられることから、効果的に不法滞在等を抑制できると考える。	C	-	寄港地上陸の許可は入国審査官が出入国管理及び難民認定法第14条に基づき行うものであり、観光目的により、日程上日本を経由することが出発する以前から予定されている場合には、査証を取得するよう案内している。中国人の場合には、団体観光制度の利用により、簡素化した手続きにて査証を発給している。	右記提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			法務省において、厳格な水際対策を実施しており、寄港地上陸の許可についても、適切な運用を行っていることと承知している。観光目的により、日本を経由することが予定されている場合には、クルーズ船旅行会社が旅行のアレンジの一環として査証取得の手続きをとることにより、上陸審査がより円滑に実施されることになると考える。		本提案を利用して参加する観光客は、査証取得済の団体観光客に合流し団体観光客を形成することになると想定され、指定旅行社は上陸不許可となることを未然に防止しよう、査証取得者以上の事前審査を実施することとなる。沖縄における入国審査については、上陸地到着以前の書類提出を義務付け、現行と同程度の水際対策が確保されると思料される。さらに島嶼県沖縄の特殊性と「寄港地上陸許可」に附される行動制限に加えて、県・市町村等からの添乗員派遣、入管当局、県警及び観光関連団体相互間に緊急連絡網を整備する等、監視体制を強化すること等により、現行以上の実行力の高い不法滞在防止が可能となる。(別様有)	1018010	沖縄県、那覇港管理組合	警察庁 法務省 外務省				
060020	外国人に関する年金制度の見直し	国民年金法第7条 厚生年金保険法第6条 国民年金法附則第9条の3の2 国民年金法施行規則第63条 厚生年金保険法第33条 厚生年金保険法附則第29条 厚生年金保険法施行規則第76の2	(社会保障協定について) 国際的な移動によってもたらされる年金制度の不利益を解消するために、二か国間の社会保障協定により、相手国との間で、二重加入の解消や年金加入期間通算が図られている。平成18年7月現在で独、英、韓、米の4か国で協定が発効しており、仏、ベルギー、カナダの3か国で協定署名済みである。また、オーストラリアとの協定について大筋で合意に至っているほか、オランダの間では締結に向けての交渉を行っており、チエコ、スペインとも交渉を視野に入れた情報・意見交換を実施している。(脱退一時金については国内法に基づくものなので外務省としてコメントできない。)	外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進策 播磨科学公園都市では世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている。 これまで、特例措置(501-503、504)を活用して外国人研究者の受入れ促進を図っているが、特例措置によりその在留期間が延長されていることから、加入が義務づけられていることについて、その脱退一時金の支払いの見直しに関する要望がある。 そこで、社会保障協定対象国の拡大及び脱退一時金の見直しを行うことにより外国人研究者の受入れ環境の向上を図り、国際的な研究拠点の形成を目指す。	年金制度については、社会保障協定により二重加入等の問題点の解決が図られているが、現状受入を行った外国人研究者のうち当該協定の締結がされていない国(ロシア、ポーランド、インド)からの受入もある。そのため、受入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため早急に当該協定の締結について推進していただきたい。 受給資格を満たさない場合、年金保険の脱退一時金が請求可能であるが、3年までの保険料納付期間ではその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支払われるものの、3年以上では一定額しか支給されない。 そこで、加入が必要な年金保険の脱退一時金についても、支給上限年数を引き上げ、納付期間に対応した一時金の支払いを可能とせたい。	C	-	社会保障協定に関しては、国(又は政府)間の取決めであるので、特区としての対応になじむものではないが、社会保障料の二重負担の問題及び保険料掛け捨ての問題等の解消を目的とする社会保障協定は、相手国との間の人的交流を一層促進するものであると認識している。締結交渉に当たっては、相手国の社会保障制度における社会保障料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国との社会保障制度の違いなどを総合的に考慮し、優先度の高い国から順次交渉を進めていくこととしている。脱退一時金については国内法に基づくものなので外務省として対応を提示することはできない。						1081010	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	外務省 厚生労働省					
060030	「自由気ままに北海道・台湾国際免許特区」北海道工区内限定 中華民国(台湾)向け国際運転免許証の発行	道路交通法第107条の2、道路交通法施行令第39条の4	我が国では、道路交通に関するジュネーブ条約に定める様式に合致した国際運転免許証、またはスイス連邦、ドイツ連邦共和国及びフランス共和国の国内運転免許証(日本語の翻訳文添付)により、我が国に上陸後1年間運転できる。	現在、公に国家として認められていない中華民国に対し、北海道工区内限定で国際運転免許証を発行し、台湾人の北海道内限定で自動車の運転を可能にする。	今回の提案よってのメリットは、(1) レンタカー利用の増加 (2) 台湾人観光客の個人向け商品の展開 (3) 観光地だけではなく周辺エリアまで拡大した経済効果 (4) 台湾人観光客数の増加 (5) 外国人観光客が利用しやすい道路インフラの整備 特にレンタカー業界は現在外国からの北海道観光客の半数を占める台湾人観光客に対して新たな商品展開が可能になる。 また、北海道は開きされたエリアであり、車を利用して北海道外へ出ることが出来ないためエリア限定とすることが容易である。 添付詳細説明あり	中華民国は現在、公に国家として認められていない地域となっている。そのためジュネーブ条約に加盟していないので、国際運転免許証を発行する条件に当てはまらない。 また、ジュネーブ条約に非加盟でもフランス、ドイツのように運転技術の確認が行えば、国際運転免許証を発行しているが、中華民国は未確認である。 添付詳細説明あり	E	-	本件は、日本国内における運転免許制度に関する提案であるので、外務省としての対応を提示することはできない。なお、フランスはジュネーブ条約加盟国である。					1115010	Windcar株式会社	警察庁 外務省						